

会

議

午前10時 0分開会

○事務局長（永井達彦君） おはようございます。

本日の議会は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時議長の職務を行うことになっておりますので、ご了承願いたいと思います。

出席議員中、大川敏雄議員が年長議員でありますので、ご紹介申し上げます。

大川敏雄議員、よろしく願いいたします。

〔臨時議長 大川敏雄君 議長席へ着席〕

○臨時議長（大川敏雄君） 改めて、おはようございます。

私が、ただいま紹介を受けました大川敏雄でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、議長選挙の終わるまで、臨時議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

このたびの選挙におきまして、お互いに当選の榮譽を担って議席を得られたのでございます。本当に皆様方、おめでとうでございます。

ほとんどの方が顔見知りの方でございますが、当局の方と初対面の方もあろうかと存じますので、この際、自己紹介をいたしたいと思います。

では、番号順に自己紹介をお願いいたします。1番議員から、どうぞお願いいたします。

〔自己紹介〕

○臨時議長（大川敏雄君） それでは次に、当局側の紹介をお願いいたします。

〔市長 楠山俊介君 出席者の紹介〕

○臨時議長（大川敏雄君） ありがとうございます。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○市長（楠山俊介君） 改めまして、おはようございます。

臨時議会におきまして、貴重なお時間をいただきましてまことにありがとうございます。

一言ご挨拶をさせていただきます。

まずは、皆様ご当選おめでとうでございます。議員の皆様におかれましては、日ごろの様々な活動において、また今回の選挙活動におかれまして、下田のまち、こうあるべき、またこうつくるべきとのお考えをしっかりと持たれ、訴えられた中、市民の皆様の信頼と期待をい

ただいたものと考えております。

行政当局といたしましても、市民の皆様、議員の皆様の思いをしっかりと受けとめまして、官民一体、職員一丸となりまして市政を進め、暮らす人も訪れる人も快適なまち「快国」下田を目指しまして、一生懸命進めていく所存でございますので、よろしく願いをいたします。

その中で、私も市長として先頭に立ち、リーダーシップを発揮していく覚悟でありますので、皆様にはご指導ご鞭撻のほどよろしく願いをいたします。

では、本日の臨時議会におかれまして、慎重審議、よろしく願いをいたします。

以上であります。

○臨時議長（大川敏雄君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。これより、平成27年下田市議会5月臨時会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（大川敏雄君） この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎議長選挙

○臨時議長（大川敏雄君） 日程により、これより議長の選挙を行います。

選挙は、投票によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（大川敏雄君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（大川敏雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○臨時議長（大川敏雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○臨時議長（大川敏雄君） 異状はないものと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名をお願いいたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記入願います。

書かれましたら、1番議員より順次投票をお願いいたします。

どうぞ。順次。

[投票執行]

○臨時議長（大川敏雄君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（大川敏雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○臨時議長（大川敏雄君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番 鈴木 敬君と11番 増田 清君を指名いたします。両名の立ち会いをお願いいたします。

[開 票]

○臨時議長（大川敏雄君） お待たせいたしました。選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13 票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票数 13 票

無効投票数 0 票

でございます。

有効投票中 森 温繁君 7 票

鈴木 敬君 6 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票でございます。

よって、森 温繁君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました森 温繁君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました森 温繁君よりご挨拶があります。どうぞ、挨拶、先どうぞ。

〔12番 森 温繁君登壇〕

○12番（森 温繁君） 期せずして、皆様の推挙に、議長に就任することになりました。

下田市の市政の発展と議会の繁栄のために、全力を尽くしたいと思います。

どうぞ皆様この結果を抜きにいたしまして、全力で応援していただけることを望んで、議長につかせていただきます。よろしくお願ひいたします。（拍手）

○臨時議長（大川敏雄君） 以上をもちまして、臨時議長の職務は無事終了いたしました。ご協力を感謝申し上げます。

ここで、議長と交代いたします。

〔議長 森 温繁君 議長席へ着席〕

◎議席の指定

○議長（森 温繁君） これより議事日程に入りますが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程により、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議員諸君の氏名とその議席の番号を、事務局長をして朗読いたさせます。

○事務局長（永井達彦君） 朗読いたします。最初に議席番号、次に氏名の順に申し上げます。

1番 進士為雄議員、2番 進士濱美議員、3番 橋本智洋議員、4番 滝内久生議員、5番 竹内清二議員、6番 小泉孝敬議員、7番 大川敏雄議員、8番 鈴木 敬議員、9番 伊藤英雄議員、10番 土屋 忍議員、11番 増田 清議員、12番 森 温繁議員、13番 沢登英信議員。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

◎会期の決定

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により議長において、1番 進士為雄君と2番 進士濱美君の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議会内会派結成届について、受け付けた順に申し上げます。

自公クラブとする会派結成届が増田 清議員、小泉孝敬議員、森 温繁議員、土屋 忍議員、竹内清二議員、滝内久生議員、橋本智洋議員から、また日本共産党とする会派結成届が沢登英信議員から、明政会とする会派結成届が大川敏雄議員及び進士為雄議員から、かいかくとする会派結成届が進士濱美議員及び鈴木 敬議員から、政和会とする会派結成届が伊藤英雄君から提出されましたので、ご報告いたします。

次に、議長会関係について申し上げます。

4月15日、第98回東海市議会議長会定期総会が三重県四日市市で開催され、前議長が出席いたしました。

この定期総会では、会務報告の後、静岡県から提出された南海トラフ巨大地震に対応した防潮堤の早期整備に向けた支援についての要望のほか3件が原案可決され、これらの措置につきましては、会長に一任することに決定いたしました。

平成26年度の決算等については原案のとおり認定し、平成27年度の負担金、予算及び役員選任については、原案のとおり可決されました。

また、この総会で、議長会表彰規定に基づく表彰が行われ、土屋 忍前議長が正副議長4年以上の一般表彰を受けられましたので、ご報告いたします。

なお、あわせて下田市議会慶弔見舞等に関する内規により、お祝金が贈呈されておりますので、ご了承願います。

次に、式典関係について申し上げます。4月4日、伊豆の国市の市制施行10周年記念式典

が、伊豆の国市のアクシスかつらぎにおいて開催され、市長とともに前議長が出席されました。

次に、市長より地方自治法第180条第1項の規定に基づき、車両物損事故にかかる和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分の報告1件があり、その写しを配付してありますので、ご覧ください。

次に、昨日までに受理いたしました陳情書1件でございます。横浜市中区本郷町3-287、荒木 實氏により送られてきました「第13回目の地球社会建設決議陳情書」1件の写しを配付してありますので、ご覧ください。

次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と、説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読いたさせます。

○庶務兼議事係長（鈴木 諭君） 朗読いたします。

下総庶第69号。平成27年5月12日。

下田市議会議長様。静岡県下田市市長、楠山俊介。

平成27年5月下田市議会臨時会会議案の送付について。

平成27年5月12日招集の平成27年5月下田市議会臨時会に提出する議案を、別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度下田市一般会計補正予算（第9号））、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第5号））、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）、報第4号 平成26年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第5号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第6号 平成26年度下田市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第7号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第8号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第9号 平成26年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、議第35号 下田市固定資産評価員の選任について。

下総庶第70号。平成27年5月12日。

下田市議会議長様。静岡県下田市市長、楠山俊介。

平成27年5月下田市議会臨時会説明員について。

平成27年5月12日招集の平成27年5月下田市議会臨時会に、説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

記。市長 楠山俊介、副市長 糸賀秀穂、教育長 野田光男、会計管理者兼出納室長 高橋尚志、企画財政課長 須田信輔、総務課長 稲葉一三雄、教育委員会学校教育課長 峯岸勉、教育委員会生涯学習課長 鈴木孝子、地域防災課長 大石哲也、税務課長 井上均、監査委員事務局長 土屋紀元、観光交流課長 土屋 仁、産業振興課長 長谷川忠幸、市民保健課長 鈴木邦明、福祉事務所長 楠山賢佐、建設課長 鈴木芳紀、上下水道課長 日吉金吾、環境対策課長 佐藤晴美、施設整備室長 黒田幸雄。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎副議長選挙

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、副議長の選挙を行います。

選挙は投票によることといたします。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（森 温繁君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付いたします。

[投票用紙配付]

○議長（森 温繁君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[発言する者なし]

○議長（森 温繁君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長（森 温繁君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名でお願いいたします。投票用紙には被選挙人の氏名を記入願います。

書かれましたら、1番議員より随時投票をお願いいたします。

[投票執行]

○議長（森 温繁君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 温繁君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（森 温繁君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番 小泉孝敬君と、9番 伊藤英雄君を指名いたします。両名の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（森 温繁君） お待たせいたしました。選挙の結果を報告いたします。

投票総数 13 票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち、有効投票数 13 票

無効投票数 0 票

でございます。

有効投票中 竹内清二君 7 票

伊藤英雄君 5 票

沢登英信君 1 票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票でございます。

よって、竹内清二君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました竹内清二君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ただいま当選されました竹内清二君よりご挨拶があります。

〔5番 竹内清二君登壇〕

○5番（竹内清二君） ただいま皆様からのご推挙を賜りまして、副議長の座につかさせていただきます、竹内と申します。まだまだ経験も浅く、皆様のご協力なくしては務まらない責であるかと考えております。何とぞご叱咤をいただきながら、2期の任期をしっかりと全うしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。（拍手）

◎発議第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、発議第3号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番。

〔11番 増田 清君登壇〕

○11番（増田 清君） 発議第3号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び下田市議会会議規則第14条の規定により提出をいたします。

平成27年5月12日提出。

提出者、下田市議会議員増田 清、以下敬称を略させていただきます。賛成者、下田市議会議員進士濱美、同じく大川敏雄、伊藤英雄、同じく沢登英信。

初めに、提案理由について申し上げます。提案理由は、議会運営委員会の委員の定数を改正するものでございます。

次に、条例の一部改正の内容についてご説明いたします。説明は、別途条例改正関係説明資料により説明させていただきます。説明資料をお開きください。

改正点は、委員会条例第4条第2項の議会運営委員会の委員の定数を7人から6人に改正するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとしたものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 提出者の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって、質疑を終わります。

ご苦労さまでした。提出者は自席へお戻りください。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議がないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、発議第3号 下田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、ただいま可決されました委員会条例を公布するにあたり、ここで暫時休憩いたします。

また、各派代表者会議を開催するため、代表の方は第1委員会室へお集まりください。

午前10時39分休憩

午前10時51分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員及び議会運営委員会の委員の選任については、下田市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長の指名により選任することになっております。

議長において指名させていただきます。

総務文教委員に進士為雄君、滝内久生君、竹内清二君、鈴木 敬君、伊藤英雄君、土屋忍君、沢登英信君、以上7人を、次に、産業厚生委員に進士濱美君、橋本智洋君、小泉孝敬君、大川敏雄君、増田 清君、森 温繁君、以上6人を、次に、議会運営委員会委員に進士為雄君、滝内久生君、小泉孝敬君、鈴木 敬君、増田 清君、沢登英信君、以上の6人をそ

れぞれ指名いたします。

ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより、それぞれの常任委員会の委員長及び副委員長を互選するため、委員会を開催していただきたいと思っております。総務文教委員会は第1委員会室、産業厚生委員会は第2委員会室でお願いいたします。なお、委員会終了後、議会運営委員会の委員長及び副委員長を互選するため、議会運営委員会を第1委員会室で開催していただきたいと思っております。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前11時29分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで、ご報告申し上げます。先ほど、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をいたしました。新しい委員長、副委員長が決まりましたので、事務局長より報告いたさせます。

○事務局長（永井達彦君） それでは、報告させていただきます。

まず、常任委員会から申し上げます。

総務文教委員会委員長に土屋 忍議員、副委員長に滝内久生議員。

産業厚生委員会委員長に小泉孝敬議員、副委員長に進士濱美議員。

次に、議会運営委員会委員長に増田 清議員、副委員長に進士為雄議員。

以上でございます。

◎南豆衛生プラント組合議会議員選挙・伊豆斎場組合議会議員選挙・下田
地区消防組合議会議員選挙・一部事務組合下田メディカルセンター議会
議員選挙

○議長（森 温繁君） 次は、日程第11、南豆衛生プラント組合議会議員選挙、日程第12、伊豆斎場組合議会議員選挙、日程第13、下田地区消防組合議会議員選挙及び日程第14、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。

以上4件の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行い

たいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

南豆衛生プラント組合議会議員に滝内久生君、竹内清二君、鈴木 敬君、伊藤英雄君、土屋 忍君、伊豆斎場組合議会議員に進士為雄君、小泉孝敬君、下田地区消防組合議会議員に進士濱美君、橋本智洋君、沢登英信君、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に大川敏雄君、増田 清君、以上のとおり指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしましたとお決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議長において指名いたしました方々が、南豆衛生プラント組合議会議員、伊豆斎場組合議会議員、下田地区消防組合議会議員、一部事務組合下田メディカルセンター議会議員に当選されました。

ただいまそれぞれの組合議会議員に当選されました方々が議場におりますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

◎報第1号及び報第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度下田市一般会計補正予算（第9号））、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第5号））、以上2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） それでは、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度下田市一般会計補正予算（第9号））及び報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第5号））につきまして、一括してご説明申し上げます。

議案件名簿の1ページをお開きください。

報第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第1号 平成26年度下田市一般会計補正予算（第9号）を別紙のとおり、平成27年3月31日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

別紙ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意いたします。

補正予算書2ページ、3ページをお開きください。

補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては補正予算書の2ページに記載のとおり、2款地方譲与税から20款諸収入につきましては、金額の確定による増減の補正でございます。

歳出につきましては、補正予算書3ページ記載のとおり、2款総務費から11款公債費までの各事業の確定精算に伴う補正措置と、財源調整に伴い12款予備費を増額させていただいたものでございます。

それでは、改めまして補正予算書の1ページをお開きください。

平成26年度下田市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出の予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,580万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億1,490万6,000円としたものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから3ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

次に第2条、債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は第2表、債務負担行為補正によるということで、補正予算書の4ページ、5ページをお開きください。

第2表、債務負担行為の補正は8件でございます。1件目の静岡県議会議員選挙ポスター掲示板設置及び撤去委託料で、期間の変更はなく、限度額のうち事業予定額78万5,000円を

75万7,000円に、平成26年度予算計上額23万6,000円を超える金額、54万9,000円をそれぞれ22万7,000円、53万円に変更するものでございます。

2件目の静岡県議会議員選挙啓発用三角塔設置管理委託料で、期間の変更はなく、限度額のうち事業予定額6万1,000円を3万9,000円に、平成26年度予算計上額2万円を超える金額、4万1,000円をそれぞれ1万3,000円、2万6,000円に変更するものでございます。

3件目の静岡県議会議員選挙ポスター掲示板借上料で、期間の変更はなく、限度額のうち事業予定額36万3,000円を26万円に、平成26年度計上額12万1,000円を超える金額、24万2,000円をそれぞれ8万7,000円、17万3,000円に変更するものでございます。

4件目の経済変動対策特別資金利子補給補助金と、5件目の災害対策資金利子補給補助金及び6件目の農業経営基盤強化資金利子助成補助金につきましては、融資実績がなく、廃止としたものでございます。

7件目は、新庁舎等建設基本構想・基本計画等作成業務委託料で、期間の変更はなく、限度額のうち事業予定額1,094万2,000円を927万1,000円に、平成26年度予算計上額218万9,000円を51万8,000円に変更するものでございます。

8件目は、新地方公会計制度対応固定資産台帳整備業務委託料で、期間の変更はなく、限度額のうち事業予定額2,100万円を1,966万2,000円に、平成26年度予算計上額180万円を46万2,000円に変更するものでございます。

それでは、歳入歳出予算補正の主な内容について、補正予算書の概要によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、企画財政課関係、2款1項1目1節地方揮発油譲与税から10款1項1目2節特別交付税までの増減は、交付額の確定によるものでございます。

選挙管理委員会関係、14款3項1目5節国庫・衆議院議員選挙委託金204万4,000円の減額、15款3項1目3節県費・選挙費委託金5万円の減額、18款1項6目1節須崎財産区会計繰入金159万1,000円の減額は、事業費の確定に伴うものでございます。

地域防災課関係、11款1項1目1節交通安全対策特別交付金62万9,000円の減額は、交付額の確定によるもの。20款4項4目8節消防団員退職報奨金受入金404万9,000円の減額は、団員退職報奨金の確定に伴うものでございます。

福祉事務所関係、14款2項2目4節国庫・臨時福祉給付金給付事業費補助金の2,073万5,000円の減額と、15款2項2目4節県費・緊急雇用創出事業補助金の365万9,000円の減額

は、事業費の確定に伴うものでございます。20款4項3目1節民生費過年度収入19万7,000円の増額は、平成25年度児童手当交付金の追加交付分を過年度収入として受け入れたものでございます。

市民保健課関係、14款3項2目1節国庫・社会福祉費委託金158万9,000円の減額は、国民年金事務の交付額の確定によるものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

産業振興課関係、15款2項5目1節県費・商工費補助金30万円の減額は、地域商業パワーアップ事業の事業費の確定に伴うものでございます。

建設課関係、14款2項4目1節国庫・社会資本整備総合交付金9万6,000円の減額は、住環境整備事業の確定によるものでございます。15款2項6目1節県費・住宅費補助金87万3,000円の減額は、補正内容等の欄に記載のとおり、事業費の確定に伴う2事業の減額でございます。

学校教育課関係、18款2項1目6節奨学振興基金繰入金118万1,000円の減額は、事業の確定によるものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

歳出でございますが、企画財政課関係、2款1項9目0300財政管理事務133万8,000円の減額は、事業確定に伴う精算でございます。11款1項2目7711一時借入金等利子事務50万円の減額は、一時借入金が発生しなかったことによるもの。12款1項1目予備費は、歳入歳出調整額として1億9,605万1,000円の追加で、補正後の額を2億5,476万9,000円としたものでございます。

選挙管理委員会関係、2款4項3目0574須崎財産区議会議員選挙事務159万1,000円の減額、同じく4目0575静岡県議会議員選挙事務5万円の減額と、同じく5目0584衆議院議員選挙事務204万4,000円の減額は、補正内容等の欄に記載のとおり、事業費の確定に伴う精算でございます。

施設整備室関係、2款1項15目0225新庁舎等建設推進事業428万円の減額は、補正内容等の欄に記載のとおり、事業費の確定に伴う精算でございます。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務44万3,000円の減額は、静岡地方税滞納整理機構負担金の確定によるもの、同じく2目0470市民税課税事務45万円の減額。同じく0471資産税課税事務91万5,000円の減額。同じく0472市税徴収事務209万7,000円の減額は、補正内容等の欄に記載のとおり、事業費等の確定に伴う精算でございます。

地域防災課関係、2款8項1目0860地域防災対策総務事務282万円の減額は、補正内容等の欄に記載のとおり、事業費の確定に伴う精算によるもの。8款1項1目5800下田地区消防組合負担事務154万5,000円の減額は、下田地区消防組合負担金の確定によるもの。同じく2目5810消防団活動推進事業404万9,000円の減額は、団員退職者の人員確定によるものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

福祉事務所関係、3款1項2目1041臨時福祉給付金給付事業2,073万5,000円の減額は、給付対象者の確定によるもの。3款4項1目1752生活保護適正実施推進事業12万1,000円の減額は、補正内容等の欄に記載のとおり、事業費の確定に伴う精算によるもの。同じく2目1760生活支援事業365万9,000円の減額は、補正内容等の欄に記載のとおりで、主なものは住宅支援給付対象世帯の確定によるものでございます。

市民保健課関係、3款8項1目1950介護保険会計繰出金385万円の減額は、介護保険システム改修事業が国庫補助対象となったため、繰出金が減額となるもの。4款1項2目2020予防接種事業1,320万9,000円の減額は、補正内容等の欄に記載のとおりで、主なものは子宮頸がんワクチンの接種委託、日本脳炎接種委託等の事業費の確定によるもの。4款2項1目2150健康増進事業882万5,000円の減額は、健康診査委託、がん検診委託の事業費の確定によるものでございます。

環境対策課関係、4款3項6目2400南豆衛生プラント組合負担事務83万3,000円の減額は、負担金確定によるものでございます。

産業振興課関係、5款1項1目3000農業委員会事務60万円の減額は、事業精算によるもの。同じく3目3100農業振興事業12万1,000円の減額は、農業振興地域整備促進対策協議会が開催されなかったこと及び農業経営基盤強化資金利子助成補助金の新規申請がなかったことによるものでございます。同じく5目3200農用施設維持管理事業10万6,000円の減額は、農道須崎西部線用地測量業務委託の事業費確定によるもの。6款1項2目4050商工業振興事業50万円の減額は、商店街環境整備事業の確定によるもの。同じく4051中小企業金融対策事業43万円2,000円の減額は、補正内容等の欄に記載のとおり、事業費の確定に伴うものでございます。

観光交流課関係、6款2項3目4356旧澤村邸管理事業31万4,000円の減額は、シロアリ駆除業務委託の確定に伴うものでございます。

建設課関係7款5項1目5150都市計画総務事務22万9,000円の減額は、まちづくり懇話会

の開催経費の確定に伴うもの。同じく5161景観推進事業90万円の減額は、景観まちづくり助成金の確定に伴うもの。7款7項2目5620耐震改修支援事業164万2,000円の減額は、補正内容等の欄に記載のとおり、事業費の確定に伴うものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

学校教育課関係9款1項3目6020奨学振興事業118万1,000円の減額は、補正内容等の欄に記載のとおり、事業費の確定によるもの。9款2項2目6091児童援護事業56万5,000円の減額は、児童通学費補助金の確定によるもの。9款3項1目6150中学校管理事業30万4,000円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度下田市一般会計補正予算（第9号））の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案件名簿の2ページをお開きください。

報第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法179条第1項の規定により、専第2号平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第5号）を別紙のとおり、平成27年3月31日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

別紙ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

補正予算の主な内容でございますが、歳入につきまして、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修費用が国庫補助対象となったため、3款国庫支出金の増額と、8款繰入金の減額による補正でございます。

それでは、改めまして、補正予算書の69ページをお開きください。

平成26年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の70ページから71ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要12ページ、13ページをお開きください。

歳入でございますが、3款2項6目1節国庫・介護保険事業補助金385万円の増額は、介護保険制度改正に伴うシステム改修にかかる補助金が増額されたため受け入れるもの。8款1項4目2節事務費等繰入金385万円の減額は、国庫補助金の受け入れに伴い、減額するものでございます。

歳出につきましては、概要に記載はありませんが、1款1項1目一般管理費の財源内訳が変更となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、専第2号 平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

以上をもちまして、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度下田市一般会計補正予算（第9号））及び報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第5号））の説明を終わらせていただきます。

ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 報第1号及び報第2号の当局の説明は終わりました。

ここで、午後1時まで休憩したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 温繁君） では、午後1時まで休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

報第1号及び報第2号の当局の説明は終わっておりますので、これより各議案ごとに質疑を行います。まず、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度下田市一般会計補正予算（第9号））に対する質疑を許します。

13番。

○13番（沢登英信君） 補正予算の概要のほうの9ページでございますが、建設課の耐震改修支援事業が164万2,000円の減額になっておりまして、その内訳は、木造の住宅の耐震補強事業及び木造の住宅補強計画策定、それからブロック塀等のこの3つのものが減額されているわけですが、どういふ事情でこの減額がされたのか。事業としては、ぜひとも推進をしていただきたい内容の事業であろうと思うわけです。この点をお尋ねしたいと。

あわせて、同じような観点でございますが、概要の説明の11ページ、学校教育課の奨学振興事業でございますが、ニューポート市中学生の派遣補助11万6,000円の減、教育貸付利子の減ですね。それから、就学奨励金の交付金が10万円の減になっておりますが、これらの事業内容と、どういふわけで減額になったのか、その点をあわせてお尋ねをしたいと思っております。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） 耐震改修支援事業についての減額理由をご説明いたします。

当初、まず木造住宅耐震補強助成事業と木造住宅補強計画策定事業費、ブロック塀もそうなんですけれども、それぞれ所有者の方々の負担が伴います。基本、この方をやるよという当初から目標ではなくて、ある程度何件やりたいというような形で予算組みをさせていただいております。

当初、木造住宅補強助成については、これは補強工事になりますけれども、5件を用意させていただいております。それが3件になったもので、事業費として120万円の減額になっております。計画についても同じで、当初5件を用意していたんですが、それが3件になったもので、19万2,000円の減額。ブロック塀のほうなんですけれども、ブロック塀は撤去と改修というものが2種類、種類がありまして、撤去到2件、改修に1件を用意していたんですが、撤去に対しては2件をやっていたんですが、改修がなかったもので、25万円の減額ということで、所有者の方がいないとどうしても事業ができないものでございます。

おっしゃるとおりに、進ませてもらえないといけないという事業でございますので、今ダイレクトメールとか戸別訪問とか、ずっと去年おとしぐらいからやっていますもので、徐々に件数は増えてきていると思いますが、まだまだ県内においてはうちのほう、賀茂郡下、東部のほうですね、少ないとは理解しておりますので、より一層その辺をPRしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 補正予算の概要の10ページ、11ページ、奨学振興事業の減額の内容ということです。

1点目のニューポータ市中学生派遣補助、これで11万6,000円減額となっておりますが、これは市内の4校の中学生を7月のニューポータ黒船祭に派遣していると。そのために、予算ですと120万円とってあったんですけども、それを精算した結果、11万6,000円精算金が出たということで、減額させていただいたものでございます。

2つ目、教育資金利子補給事業補助金、これは教育資金を借り入れされた方に利息の1%分を補助する。上限が200万円。そういう制度でやらせていただいております。ですから、仮に上限の200万円を借りられた方がこの制度を利用しますと、1%分ですから2万円、1年間ですね、利子の補給をさせていただくと。これが5年間使えることになっておりますので、10万円が金額になるわけなんですけれども、これが予算はとらせていただいたんですが、

ちょっと利用者が少なくて、その残ったお金というんですか、申請がなかった分96万5,000円を減額補正させていただいたということでございます。これにつきましては、利用が、先ほども申しあげましたように少なくて、PRがちょっと足りないということも伺っておりますので、これは今年度も引き続きPRを続けていきたいと考えております。

それから3つ目の下田市就学奨励交付金、10万円の減額ですけれども、これは高校に進学する家庭で経済的に苦しいようなご家庭に対して、10万円の交付金を出しているわけですけれども、ここが12人分、120万円の予算を予定させてもらったんですけれども、利用者が11人でしたので、10万円は減額補正させていただいたということでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

13番。

○13番（沢登英信君） 大体わかりました。ぜひ耐震診断の支援事業は、より一層進めていただきたいと要望したいと思います。

それから、ニューポートの中学生の補助金は、精算をしたところ11万6,000円余分だったということは、中学生の人たちは120万円あれば十分支払いができた、そういう具合に理解してよろしいのか、再度お尋ねをしたいと思います。

なお、要望事項といたしまして、教育資金の利子補給の制度は、1%で200万円で2万円という点では、他の自治体でやっている制度と比べても大変見劣りがするような内容ではないかと思っておりますので、これらの拡充をぜひご検討いただきたいと要請して、質問をしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） ニューポート中学生派遣補助金のことで、繰り返しになりますけれども、120万円予算を組んでおりまして、これを内示させていただいたわけです。それで120万円概算払いという形で、このニューポートの、市長が代表になっている、そのところに交付しまして、ニューポートへ行って帰ってきた後精算したら、11万6,000円の残額が出たから補正したと。ですから、中学生の家庭がお金を負担しているとか、そういうことはございません。

以上です。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 温繁君） これをもって、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度下田市一般会計補正予算（第9号））は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第5号））に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度下田市介護保険特別会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（井上 均君） それでは、報第3号 専決処分の承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の3ページをお開き願います。

これにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、下記事件を別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

次の4ページ、専第3号は、下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。提案理由でございますが、平成27年度の税制改正におきまして、関連する地方税制の改正について、早期の対応を図るため専決処分を行い、本議会において承認を求めるものでございます。今回の条例改正の主なものは、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日に交付され、いずれも平成27年4月1日から施行されることに伴いまして、下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を同年3月31日付で専決処分したことの報告をさせていただくものでございます。

また、今回の改正につきましては、国から示されました改正文どおりの改正となっております。なお、このたびの専決で承認をいただくもののほか、平成27年度税制改正には、国民一人一人が番号を持つマイナンバー、社会保障税番号制度にかかる申告関連の改正や、旧3級品の市たばこ税率の改正など、適用時期が今回の専決分とは異なることによりまして、今

後の定例会におきまして条例改正をお願いする予定でありますことをご了承いただきたいと思ひます。

それでは、専第3号 下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について、条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の1ページ、説明資料①をご覧くださいと思ひます。

下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について、関連します地方税法の具体的な改正事項と、市税に関係します主要な改正事項について説明をさせていただきます。

まず、1点目としまして、車体課税として軽自動車税の税率の見直しでございます。1点目といたしまして、平成27年度分より適用が予定されておりました原動機付自転車及び二輪車等にかかる税率引き上げにつきまして、適用開始が1年延期され、新車旧車を問わず、平成28年度からの適用となるものでございます。

2点目といたしまして、平成28年度から四輪車等のグリーン化特例（軽課）が新たに導入され、自動車税同様に取得をした日の属する年度の翌年度の税率を軽減するものでございます。なお、昨年度の税制改正で導入されました13年を経過した四輪車等への重課、課税強化を含め、今回の改正によりまして、税額こそ異なるものの、自動車税と同様の税体系となる仕組みになっております。

続きまして、条例改正関係等説明資料の2ページをお開きください。

2つ目といたしまして、次の3税目について改正がございました。

1点目といたしまして、個人住民税におきまして消費増税の延期決定に伴い、住宅ローン減税の対象期間が延長されました。同個人市民税におきまして、ふるさと納税制度が拡充され、特例控除額の上限について、個人住民税所得割額の1割だったものが2割に引き上げられ、対象額が約倍増となりました。また、ふるさと納税ワンストップ特例制度により、5つの自治体までのふるさと納税は、控除に必要な確定申告が不要になりました。ふるさと納税制度の具体的な拡充内容は、次の3ページ、4ページに資料を添付させていただきましたので、ご参考にしていただきたいと思ひます。

2点目につきまして、法人市民税におきまして、法人税改革の一環として、均等割の税率区分の基準の見直しが行われました。均等割額の税率区分の基準であります資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、資本金と資本準備金の合計額を基準とすることに見直されました。また、下段にございます米印、平成27年度税制改正における法人税改

革の概要にありますように、国・地方を通じた法人実効税率、現行34.62%は、平成27年度に32.11%、平成38年度には31.33%に引き下げられます。法人市民税につきましては、法人税割の表面税率9.7%に改正はないため、今回の税制改正はございませんが、法人市民税の計算の基礎となる法人税率が減少となるため、法人市民税の実効税率につきましても、最下段に記載のとおり、影響があるものでございます。

3点目といたしまして、固定資産税、都市計画税におきまして、現行の土地の負担調整措置が延長されました。また、空き家等対策の推進にかかる特別措置法に基づく勧告の対象となった特定空き家等にかかる土地について、住宅用地にかかる課税標準の特例、例といたしまして、評価額の6分の1とする措置の対象から除外されることとなりました。この特定空き家等の認定基準につきましては、近く国からガイドラインが示される予定でございます。

なお、その他の改正内容でございますが、地方税法の改正等に伴う所要の規定の整備と明確化、関連規定への条項ずれの修正、文言の修正等を行うものでございます。条例改正の内容でございますが、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の5ページ、6ページの説明資料②をお開きいただきたいと思います。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正するところとなっております。今回の専決処分の条例につきましては、2条の構成となっておりますが、施行期日が平成27年4月1日から施行されるものが主でありまして、説明資料の①で説明いたしました改正と、従前の特例制度に対する期間の延長が主な改正内容となっております。

第1条といたしまして、下田市税賦課徴収条例（昭和30年下田市条例第31号）の一部を改正するものでございます。第31条、均等割の税率でございますが、第4項におきまして、法人税改革の一環として、法人市民税の均等割の税率区分の基準の見直しが行われ、均等割額の税率区分の基準である資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、資本金と資本準備金の合計額を基準とすることに見直されたものでございます。

第48条、法人の市民税の申告納付、次の7ページ、8ページ、第50条、法人の市民税にかかる不足税額の納付の手続でございますが、法人税法改正に伴う所要の措置でございます。51条、市民税の減免でございますが、市民税の減免を受けようとする場合の申請書等の提出を納期限前7日までから納期限までに変更するもので、申請手続の緩和を図ったものでございます。

第57条、次の9ページ、10ページの第59条、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告でございますが、子ども・子育て支援法の施行に合わ

せた法律の条項ずれの修正に伴う改正でございます。

第71条、固定資産税の減免、第89条、軽自動車税の減免、第90条、身体障害者等に対する軽自動車税の減免、次の11、12ページ、139条の3、特別土地保有税の減免でございますが、第51条の改正と同様に、減免を受けようとする場合の申請書等の提出を、納期限前7日までから納期限までに変更するもので、申請手続の緩和を図ったものでございます。特に第90条、身体障害者等に対する軽自動車税の減免の利用が主で、年間64台の申請がございますので、申請期限が7日延長されたことによる手続緩和効果はあると感じております。

附則7条の3の2でございますが、住宅ローン減税制度は、毎年の住宅ローン残高の1%を10年間所得税から控除されますが、所得税で控除し切れない分につきましては個人住民税から一部控除、最大13万6,500円がされる制度でございます。消費増税の延期決定に伴い、所得税にあわせて住宅ローン制度の適用年限の2カ年延長が必要となったものでございます。

次の13ページ、14ページの第9条、個人の市民税の寄付金控除にかかる申告の特例等でございますが、手続を簡素化するためのふるさと納税ワンストップ特例制度に対応するための諸手続の新設でございます。お手数ですが、説明資料の4ページへお戻りいただきたいと思っております。確定申告を要する必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、ふるさと納税先団体が5団体以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税を行う際に各ふるさと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告を行わなくてもふるさと納税についての寄付金控除が受けられる特例的な仕組み、ふるさと納税ワンストップ特例制度が創設されました。

図の①にございますように、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けるためには、申請書に記入の上、ふるさと納税をする際にふるさと納税先団体へ申請書を提出する必要があります。また、転居等による住所変更など、提出済みの申請書の内容に変更があった場合、ふるさと納税をした翌年の1月10日までにふるさと納税先団体へ変更届け出書を提出する必要があります。このふるさと納税ワンストップ特例制度は、平成27年4月1日以降に行うふるさと納税が対象です。平成27年1月1日から3月31日までにふるさと納税を行っている方は、平成27年中のふるさと納税について控除を受けるためには、従来どおりの確定申告をする必要があります。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受ける方については、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減全てが行われます。以上の手続を円滑に行うため、第9条、第9条の2が新設されました。

続きまして、同説明資料の15、16ページへお戻りください。

第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合でございますが、法律の条項ずれの修正に伴い改正するものでございます。第11条、土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義、第11条の2、平成25年度または平成26年度における土地の価格の特例、第12条、土地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例、次の17、18ページの第13条、農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例、次の19、20ページの第15条、特別土地保有税の課税の特例の改正でございますが、現行の土地の負担調整措置の3カ年度延長など、法律改正にあわせて期間を延長するものでございます。

第16条、軽自動車税の税率の特例でございますが、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）の規定の新設で、自動車税と同様に、取得をした日の属する年度の翌年度分となります。平成28年度の税率が軽減されるものであります。第1項は電気自動車を対象で、税率をおおむね75%軽減するもの。第2項は、平成32年度燃費基準プラス20%達成の乗用など貨物が対象で、税率をおおむね50%軽減するもの。第3項は、平成32年度燃費基準達成の乗用と貨物が対象で、税率をおおむね25%軽減するものです。

お手数ですが、説明資料の1ページ下段参考図へお戻りいただきたいと思っております。

下田市で約5,200台登録されております四輪自家用乗用軽自動車、現行税率が年7,200円。参考図の下から3行目を例に説明いたしますと、平成27年4月1日以降に新車登録をいたしますと、昨年の税制改正によりまして、平成28年度以降の標準税率は1万800円に見直されました。このたびのグリーン化特例（軽課）によりまして、平成28年度分の税率は最右列、電気自動車で75%軽減により2,700円。右から2列目、平成32年度燃費基準20%達成は50%軽減により5,400円。右から3列目、平成32年度燃費基準達成は25%軽減により8,100円と、28年度分が軽減されるものです。

続いて、21、22ページへお戻りください。

第24条、土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例。次の23、24ページ、第25条、農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の都市計画税の特例及び29条でございますが、固定資産税に準じた法律改正にあわせて、都市計画税の特例の期間及び条項ずれの修正を改正するものでございます。

続きまして、お手数ですが次のページ、説明資料の25、26をお開きください。

第2条といたしまして、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成26年下田市条例第8号）の一部を改正するものでございます。第1条でございますが、先ほどの附則第16条、軽自動車税の税率の特例によりまして、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例が新設されたことに伴い、26年改正附則の条例の一部を整備するものでございます。具体的には、昨年条例改正されました重課、13年経過四輪車の課税強化の規定につきまして、所要の措置をするものでございます。重課につきましては、初めての車両検査の指定を受けてから13年を経過した翌年度、14年後の年度分の四輪車等に対して、標準税率のおおむね20%の課税強化となるもので、平成28年4月1日施行となっております。

続きまして附則第1条、施行期日、次の27、28ページの附則第4条、軽自動車税に関する経過措置の改正は、平成27年度分以後の年度分の軽自動車税について適用することとされていた原動機付自転車及び二輪車にかかる税率について、適用開始時期を1カ年度延期する改正に対応するための所要の措置でございます。

附則第6条の改正は、軽自動車税のグリーン化特例が附則第16条に新設されたことに伴う所要の措置でございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報第3号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わりとさせていただきます。

よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番。

○9番（伊藤英雄君） 何点か教えていただきたくて質問します。

最初に、固定資産税、都市計画税で住宅用地にかかる課税標準の特例措置というところで、特定空き家が出ているんですけれども、特定空き家の規定につきましては、記憶では崩壊のおそれのあるものと、ちょっと言葉ははっきり覚えていないけれども、非常に汚れていたり整理がつかなくて周囲に悪臭を出したりとか、そういうところについては特定空き家として指定ができませんというような規定であったと記憶しているんですが、現在下田市でこの特定空き家に該当するようなものが、税務課のほうでつかんでいるところではあるのか、ないのか。また、見通しとしては、こういうものが下田で今後出てくるというふうに認識しているのかどうかをまずお尋ねします。

それから、ふるさと納税ワンストップ特例に関連しまして、3月の予算で1,000万円のこのふるさと納税で500万円は返戻金で出すよと、こういう予算が組まれたんですが、わずか1カ月しか過ぎていないわけではあります、ネット上で業者に頼んでやるよという説明を受けたんですが、1カ月たって下田のこのふるさと納税に関する現状というものはどんなふうになっているのか。

それと、説明資料の6ページの資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額または出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中、資本金等の額があるのは資本金の額及び資本準備金の額の合算額または出資金の額がとあるんですが、非常にわかりづらいんだけど、誤解を恐れずに言えば、簡単に言えば、ただ資本金の中でいえば赤字が出ていたり、累積赤字等があった場合には、税率が非常に安い税率を適用できたものが、資本金あるいは準備金の額で判断するので、実質的には税率が高いところに該当する。値上げになるんだよと、こういう理解をしていいのかなどか。

以上、質問します。

○議長（森 温繁君） 税務課長。

○税務課長（井上 均君） それでは、まず第1点目に、特定空き家の関係を答弁させていただきます。

特定空き家につきましては、空き家等対策の推進に関する特別措置法の中、これは議員立法で平成26年11月19日に成立いたしました。趣旨といたしましては、周辺的生活環境の保全を図るために、放置することが不適切な状態にある空き家というふうになっております。もう少し詳しく言いますと、特に管理が不十分な空き家は、火災の発生や建物の倒壊、衛生面や景観面での悪化等、多岐にわたる問題を発生させていることから、空き家対策としての実施というのが考え方のようでございます。

今、下田市のほうで、先ほど言いましたように、ガイドラインというのがこの5月27日までに一応出る形になっております。そちらのほうを見てから、対象になるかどうかというのを、これから下田市として判断していかなければならないというふうに感じております。ですので、税務課のほうで特定しているかといいますと、現在まだ特定のほうはいたしていません。

それから、ふるさと納税のほうの実績につきましては、企画財政課長のほうからお答えさせていただきます。

それから、3点目の法人市民税の資本金等の額の関係なんですが、議員おっしゃるとおりの考え方でよろしいかと思います。1つの例といたしましては、発行済みの株式、株式会社等で株式を自社株で買ったりしますと、その分が資本金等の額から減るため、本来の事業規模に比べて非常に税額が安くなってしまふ、低くなってしまふという現象がこれまでもあったようです。今、国のほうでは法人税の改革を行っている中で、今回この改正にも手を入れたというふうに伺っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） 先ほどのふるさと納税の実績ということで、細かいデータはまだ出しておりませんが、4月3日から4月30日までの受け付け分として72件、123万5,000円の寄付金があったということでございます。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） どうぞ。

○9番（伊藤英雄君） 1カ月で72件、123万というのは、思ったよりも多くあったなという印象を持つんですが、単純にこれを12倍すると1,300万から1,400万ぐらいの額になるんですが、企画財政課としては、状況に応じて補正予算なり何なりを組むような考え方があるのかどうか。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） 今言われるように、状況に応じてということで適宜判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第3号 専決処分の承認をもとめることについて（下田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎報第4号～報第9号の上程・説明・質疑

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、報第4号 平成26年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第5号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第6号 平成26年度下田市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第7号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第8号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第9号 平成26年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、以上6件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（須田信輔君） それでは、報第4号 平成26年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、報第9号 平成26年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまでを一括してご説明申し上げます。

なお、繰越明許費繰越計算書は、地方自治法施行令146条第2項において、翌年度の5月31日までに調整し、次の議会において議会に報告しなければならないと規定されておりますが、本市におきましては、予算の編成及び執行に関する規則第9条に、内訳書とともに4月末日までに調整することとなっており、今議会に報告させていただくものでございます。

それでは、報第4号 平成26年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案件名簿の10ページから12ページをお開きください。10ページのががみでございますが、地方自治法施行令146条第2項の規定により、平成

26年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整いたしましたので、ご報告申し上げるものでございます。

それでは、11ページ、12ページをご覧ください。繰り越しをいたしましたのは、社会保障税番号制度適用関連の通常事業分4件、国の補正予算によるもので、地域住民生活等緊急支援事業分8件、下田地区漁港機能保全整備事業及び給食センター建設事業の合計14件でございまして、年度内に完了する見込みのないものとして、平成27年2月臨時会及び3月定例会におきまして議決をいただいたものでございます。ご承認いただきました繰越事業及びその金額は、10億8,202万円で、実際の繰越額と同額となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第4号 平成26年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、報第5号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案件名簿の13ページから15ページをお開きください。13ページのかがみでございしますが、地方自治法施行令146条第2項の規定により、平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整いたしましたので、ご報告申し上げるものでございます。

それでは、14ページ、15ページをご覧ください。繰り越しをいたしましたのは、国民健康保険総務事務、国民健康保険システム改修委託、社会保障税番号制度適用分1件でございまして、年度内に完了する見込みのないものとして、平成27年3月定例会におきまして議決をいただいたものでございます。ご承認いただきました繰越事業及びその金額は180万円で、実際の繰越額も同額となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第5号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、報第6号 平成26年度下田市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案件名簿の16ページから18ページをお開きください。16ページのかがみでございしますが、地方自治法施行令146条第2項の規定により、平成26年度下田市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整いたしましたので、ご報告申し上げるものでございます。

それでは、17ページ、18ページをご覧ください。

繰り越しをいたしましたのは、介護保険電算システム整備事業、介護保険システム改修委託、社会保障税番号制度適用分1件でございまして、年度内に完了する見込みのないものと

して、平成27年3月定例会におきまして議決をいただいたものでございます。ご承認いただきました繰越事業及びその金額は210万円で、実際の繰越額も同額となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報第6号 平成26年度下田市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、報第7号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案件名簿の19ページから21ページをお開きください。19ページのかがみでございますが、地方自治法施行令146条第2項の規定により、平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整いたしましたので、ご報告申し上げます。

それでは、20ページ、21ページをご覧ください。繰り越しをいたしましたのは、後期高齢者医療総務事務、後期高齢者医療システム改修委託、社会保障税番号制度適用分1件でございます。年度内に完了する見込みのないものとして、平成27年3月定例会におきまして議決をいただいたものでございます。ご承認いただきました繰越事業及びその金額は100万円で、実際の繰越額も同額となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第7号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、報第8号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案件名簿の22ページから24ページをお開きください。22ページのかがみでございますが、地方自治法施行令146条第2項の規定により、平成26年度下田市集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整いたしましたので、ご報告申し上げます。

それでは、23ページ、24ページをご覧ください。繰り越しをいたしましたのは、漁業集落環境整備事業1件でございます。年度内に完了する見込みのないものとして、平成27年2月臨時会におきまして議決をいただいたものでございます。ご承認いただきました繰越事業及びその金額は817万9,000円で、実際の繰越額も同額となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第8号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を終わらせていただきます。

続きまして、報第9号 平成26年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案件名簿の25ページから27ページをお開きください。25ページのかがみでございますが、地方自治法施行令146条第2項の規定に

より、平成26年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整いたしましたので、ご報告申し上げるものでございます。

それでは、26ページ、27ページをご覧ください。

繰り越しをいたしましたのは、下水道幹線管渠築造事業1件でございまして、年度内に完了する見込みのないものとして、平成27年3月定例会におきまして議決をいただいたものでございます。ご承認いただきました繰越事業及びその金額は2,910万2,000円で、実際の繰越額も同額となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第9号 平成26年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。

以上をもちまして、報第4号 平成26年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから、報第9号 平成26年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森 温繁君） 報第4号から報第9号までの当局の説明は終わりました。

これより、各議案ごとに質疑を行います。

まず、報第4号 平成26年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

9番。

○9番（伊藤英雄君） 確認のための質問をさせていただきます。11ページ、9、教育費、学校給食センターなのですが、3月議会の説明でたしか今年度中に敢行して、来年度には竣工、オープンをする予定だという説明を受けたと思っているんですが、現状どのぐらいのところを工事、工事への工程ではどの程度のところへ現状来ておって、その予定は当初のとおり、今年度中の竣工ということが変わりはないかどうか。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 議案件名簿の11ページ、12ページの給食センター建設事業のスケジュールの確認ということでございます。これにつきましては、3月のときに要望という形で事業費の削減、工事用道路と通学路を分けるよう、別線というんですか。それと、あと太陽光発電という要望をいただいているんですけども、スケジュールといたしましては今5月、設計修正というものを行っております。そして、今後の予定ですけども、6月に入札、これは議決が必要な案件ですので、7月頃に議決をいただくと。本体建築工事につき

ましては8カ月程度必要だというふうに理解しておりますので、8月に着工すれば、27年度内には完成するという、こういう予定でございます。

それから稼働につきましては、これは27年度に完成して28年度当初からというのが理想なんですけれども、これにつきましては2学期以降を正式に稼働ということで考えております。スケジュール的には、以上です。

○議長（森 温繁君） どうぞ。9番。

○9番（伊藤英雄君） この審議の中で、正規職員が今年度いっぱい誰もいなくなる、こういう説明を受けたように記憶しているんですが、それとともに、この給食センターについては外注委託する、しないとかという話も出ていたんですが、その見通しはどんなふうになっておりますか。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 正職の調理員さんの関係ですけれども、平成27年度で退職される正規の調理員さんはおりません。この給食センターの管理運営については、学校給食あり方検討委員会というところから報告をいただいております、このあり方検討委員会というのは、正職の補充はしないという、そういう前提のもとに報告書を出していただいておりますけれども、現時点で直営でやっていくのか、委託にするのかということは、まだ正式に決まっておりますけれども、28年度末に2人正職員が退職することになっております。定年ですよ。ですから、そこら辺を勘案しながら検討を進めているという状況でございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 9番。

○9番（伊藤英雄君） 最後の質問になるんですけれども、27年度に退職者がいなくて、28年度に2人退職が出るよというお話でしたんですが、前の説明では、年度を勘違いしていたかな、この2名の退職で、正規職員がいなくなると、調理師ですね、という説明を受けたように記憶をしているんですけども、それは間違いないでしょうか。

これ、最後だから、ちょっともう一回。

正規職員がいなくなるということで、外注にせざるを得ないというような説明もあわせて受けたように記憶もしているんですけども、この28年度の2名で調理師の正規職員がいなくなるかどうかという確認と、要するになくなったのでは、正職員の補充をしないということであれば、検討とは言いながらも、実質的には外注以外に道はないんじゃないかというふ

うに推測されるんだけど、その点はいかがか。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） その27年度で正規職員がいなくなるというのは、委員会……、委員会の内容、今手元にあるんですけども、正規職員が退職になるのは、間違いなく28年度末で2名。それは間違いありません。

〔発言する者あり〕

○学校教育課長（峯岸 勉君） 調理員さんは、学校給食をやっている調理員さんと、保育所等である正規の調理員さんがいますので、調理員は今7名……、保育所が4人の、学校が3人のはずですから、7名いて、4名が幼稚園とか保育園の正規の調理員さんで、3人が学校給食の調理員さんで、そのうち学校給食のほうから28年度末で2名定年退職になりますので、その時点でゼロにはならない。まだ1人残って……。

〔発言する者あり〕

○学校教育課長（峯岸 勉君） 直営でいけるのか、委託にするのかというのを、学校のほうの調理員さんが退職するのと合わせるのか、もう少しやっていけるのかというのは、今検討中ということであります。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（森 温繁君） これをもって、報第4号 平成26年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に対する質疑を終わります。

次に、報第5号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第5号 平成26年度下田市国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

次に、報第6号 平成26年度下田市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第6号 平成26年度下田市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

次に、報第7号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第7号 平成26年度下田市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

次に、報第8号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第8号 平成26年度下田市集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

次に、報第9号 平成26年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第9号 平成26年度下田市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑を終わります。

◎議第35号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第35号 下田市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） それでは、議第35号 下田市固定資産評価員の選任についてにつきまして、ご説明申し上げます。

下田市固定資産評価員の選任でございますが、下記の者を下田市固定資産評価員に選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

この地方税法第404条第2項の規定と申しますのは、固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市長村長が当該市町村の議会の同意を得て選任するという規定になっております。

選任する者でございますが、住所は下田市西中4番地6、氏名は井上 均、生年月日は昭和36年12月15日で、現在53歳でございます。

次に、提案理由でございますが、固定資産評価員につきましては、従来、固定資産評価の担当課であります税務課の課長が併任し、兼務により職務遂行しているところでございますが、本年4月1日付の人事異動により税務課長に変更がありましたので、固定資産評価員の選任がえを行いたく、下田市固定資産評価員の選任について提案させていただくものでございます。以上、簡単でございますが、議第35号 下田市固定資産評価員の選任についての説明でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第35号 下田市固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意すること

に決定いたしました。

◎日程追加

○議長（森 温繁君） お諮りいたします。

先ほど議会運営委員会委員長からお手元に配付してありますように、議会閉会中の継続調査についての申し出がありました。これを日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（森 温繁君） それでは、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会運営委員会の議会閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

○議長（森 温繁君） これをもって、平成27年5月、下田市議会臨時会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

午後 2時 4分閉会